

ひのはら

12月号

令和 4 年
(2022 年)
No.523

おかげさまで1周年



・・・主な内容・・・

令和5年度檜原村職員募集	4
住宅入居者募集	6
年末年始業務等のお知らせ	7
水道管凍結にご用心	15
令和5年4月からの保育園入所申込・継続について	20
ジュニアスケート教室参加者募集	23
払沢の滝冬まつり 氷瀑クイズ	24

監査結果報告

檜原村監査委員により下記の監査が行われました。

定期監査

- 1 監査の対象
全課（係）の所掌する財務及び事務
- 2 監査の期間
令和4年10月19日（水）・10月20日（木）
- 3 監査の目的
令和4年度檜原村一般会計及び特別会計の事務事業執行状況が、適正かつ効率的に行われているか監査を実施した。
- 4 監査の結果
令和4年度檜原村一般会計及び特別会計の財務に関する事務の執行及び事業の管理について、地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施した結果、各課・係の所掌する事項については、概ね適正かつ効率的に行われており、良好な執行及び進捗管理がなされていると判断された。
今後も、村行財政運営を取り巻く環境は、非常に厳しい状況が続くと思われるが、様々な住民要望や期待に的確かつ柔軟に対応していけるよう、職員が財源の確保と常にきめ細やかなサービス感覚を意識し、なおかつ最小の経費で最大の効果が得られるよう経済的合理性を伴った行政サービスが提供されることを希望する。

※ 報告書全文については、檜原村ホームページで閲覧することが出来ます。

例月出納検査

- 1 審査の対象
令和4年度9月分 檜原村一般会計及び7特別会計
- 2 審査の期間
令和4年10月25日（火）
- 3 審査の手続
会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか会計毎に調書を作成し、現金の出納及び保管の状況を検査する。
- 4 審査の結果
令和4年度9月分、一般会計及び7特別会計を検査した結果、伝票、証拠書類等正確に整理されており指摘事項もなく良好であり、正確に執行されていた。

◎ 問い合わせ先 議会事務局議事係 内線 311

〈広告〉

一般建築・リフォームのことなら
なんでもご相談下さい！！



一般建築・リフォーム
株式会社 **光壽建築**

東京都知事許可(般1)第123420号

代表取締役 野村 良和

〒190-0212 東京都西多摩郡檜原村435-2

TEL 042-598-0870

FAX 042-598-1300

消防・防災全般

備えあれば憂いなし！

消火器・住宅用火災警報器・消防ポンプ・消防団用品・防災用品全般販売・消防設備設計・施工・保守点検・建築設備・防火対象物点検

株式会社 **きしの防災**

東京都知事許可(般28)第83107号

〒197-0822 東京都あきる野市小川東1-2-11

TEL 042-533-2461 FAX 042-533-2462

E-mail k.bousai@if-n.ne.jp

檜原村定住促進サポート事業について

この事業は、檜原村への移住・定住の促進及び中小企業などにおける人手不足の解消等を図ることを目的として、都内条件不利地域（※1）以外から檜原村に移住し、以下の要件に該当する方に檜原村定住促進サポート事業支援金（以下「定住支援金」という。）（単身者60万円、世帯100万円）を交付するものです。

※1 都内条件不利地域：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

対象者要件（いずれかに該当する方）

- ① 定住支援金の対象とする指定された就職先へ就業した方
- ② 起業した方
- ③ テレワークを行う方
- ④ 村の地域おこし協力隊員として活動した方又は村内の事業所に就業し村内に住宅を購入した方

※条件の詳細はお問い合わせください。

「檜原村定住促進サポート事業」対象法人・求人情報を募集します

都内条件不利地域以外から檜原村に移住し、檜原村が指定した法人の定住促進サポート事業対象求人に応募し就業した方に対し定住支援金を交付します。そこで、定住支援金の対象となる法人及び求人情報の登録を募集します。

◎定住促進サポート事業の対象となる就業とは、下記の対象法人要件及び対象求人等要件を満たし、村に本事業の対象法人に係る登録及び求人登録をし、村ホームページ等に求人情報を掲載したものに限りです。

対象法人要件

以下の全てを満たす法人（※2）が対象となります。

- ① 官公庁等でないこと。
- ② 資本金10億円以上の法人でないこと。
- ③ みなし大企業でないこと。
- ④ 本店所在地が檜原村内にある法人であること。（ただし、勤務地限定型社員（檜原村内を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人は除く。）
- ⑤ 雇用保険の適用事業主であること。
- ⑥ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
- ⑦ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。

※2 医療法人、社会福祉法人、NPO法人、事業協同組合、一般社団法人、学校法人、商工会、商工会議所も含む。

対象求人等要件

対象法人の要件を満たす法人が募集する以下の要件を満たす求人が対象となります。

- ① 勤務地が檜原村内に所在すること。
- ② 檜原村が定住支援金の対象として認めた法人であること。
- ③ 檜原村が定住支援金の対象とする就業先として村のホームページ等に掲載している求人であること。
- ④ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人でないこと。
- ⑤ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて対象法人に就業し、定住支援金の申請時において当該法人に連続して3ヶ月以上在職していること。
- ⑥ 上記求人への応募日が、檜原村のホームページ等に定住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- ⑦ 当該法人に、定住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- ⑧ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

条件・申請方法等の詳細につきましては、下記へお問い合わせください。

◎ 問い合わせ先 企画財政課むらづくり推進係 TEL 042-519-9556

お知らせ

令和5年度檜原村職員募集

令和5年度に採用する職員を下記のとおり募集します。

◆採用予定人員 一般事務職・・・若干名

◆受験資格

職 種	学 歴	年 齢
一般事務職	高等学校卒業以上の学歴を有する人 または令和5年3月卒業見込の人	平成4年4月2日生 ～平成17年4月1日生

※ 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する方は受験できません。

◆申込書の受付

【期 間】 令和4年12月6日（火）から令和5年1月13日（金）
（土・日・祝日・年末年始（12/29～1/3）は除く）
午前8時30分から午後5時（正午から午後1時までを除く）

【場 所】 檜原村役場総務課（本庁舎2階）

- ※ 受験者本人が必要書類を持参し、申込みを行ってください。（郵送不可）
- ※ 申込みに必要な書類が添付されていない場合は、受付できません。ただし、学校の事情等により卒業（見込）証明書及び成績証明書が締め切りまでに間に合わない場合は、事前にご相談ください。
- ※ 申込書は受付期間中、檜原村役場総務課で配布します。また、村ホームページよりダウンロードできます。

◆申込みに必要な書類

- 檜原村職員採用試験申込書（村指定様式）（檜原村役場総務課で配布又は村ホームページよりダウンロード）
- エントリーシート（村指定様式）（檜原村役場総務課で配布又は村ホームページよりダウンロード）
- 履歴書（市販のものに記入し、上半身の写真を貼付する）
- 卒業（見込）証明書（最終学校のもの）
- 成績証明書（最終学校のもの）

◆試験日等について

- ・一次試験：エントリーシートによる書類選考
- ・二次試験：筆記試験
- 【日 時】 令和5年1月28日（土） 午前8時30分集合
- 【方 法】 教養試験、職場適応性検査、作文（課題方式）
- ・三次試験：面接試験

◆試験結果等について

一次試験の結果は、令和5年1月中旬に受験者本人に通知します。
二次試験の結果は、令和5年2月上旬に受験者本人に通知します。
二次試験に合格された方を対象に、三次試験を実施します。（令和5年2月中旬を予定）
三次試験の際に健康診断書（村指定様式）の提出をお願いします。

◆採用予定日 令和5年4月1日

◆給与及び待遇

檜原村職員の給与に関する条例等によります。

◎ 問い合わせ先 総務課総務係 内線 213・216

令和4年度会計年度任用職員（パートタイム）募集

◆募集する職種及び人員

職種	業務内容	勤務時間等	勤務先
一般事務 (若干名)	パソコンを使った 事務作業等	月曜日～金曜日の週2～3日程度 午前9時～午後5時	やすらぎの里

- ◆応募期間 令和4年12月5日（月）～令和4年12月23日（金）
土・日を除く午前8時30分～午後5時
- ◆勤務開始日 令和5年1月4日（火）
- ◆報酬 規定の報酬を支給
- ◆選考方法 書類審査、面接
- ◆応募方法 令和4年12月23日（金）までに総務課で配布、又は、檜原村ホームページに掲載された「令和4年度檜原村会計年度任用職員申込書」に必要事項を記入の上、総務課総務係まで提出してください。なお、提出された書類は返却いたしません。

◎ 問い合わせ先 総務課総務係 内線 213・216

令和5年度会計年度任用職員（パートタイム）募集

◆募集する職種及び人員

職種	業務内容	勤務時間等	勤務先
司書業務及び一般 事務 (1名)	司書業務及び図書館 一般事務作業等	火曜日～日曜日の うち週3日～5日要相談 午前9時30分～午後6時00分 (実働7時間30分)	檜原村立図書館

- ◆応募期間 令和4年12月5日（月）～令和4年12月23日（金）
土・日を除く午前8時30分～午後5時
- ◆雇用形態 会計年度任用職員
- ◆勤務開始日 令和5年4月1日
- ◆応募資格 司書資格をお持ちの方、若しくは取得見込みの方
- ◆報酬 規定の報酬・交通費を支給
- ◆選考方法 書類審査、面接
- ◆待遇 未経験者歓迎 週3日～5日要相談 シフト勤務 マイカー通勤可
月曜日定休日及び年末年始休
- ◆応募方法 令和4年12月23日（金）までに総務課で配布、又は、檜原村ホームページに掲載された「令和5年度檜原村会計年度任用職員申込書」に必要事項を記入の上、総務課総務係まで提出してください。なお、提出された書類は返却いたしません。

◎ 問い合わせ先 総務課総務係 内線 213・216

住宅入居者募集

下記のとおり、公営住宅及び村営住宅の入居者を募集いたします。

住宅名	所在地	募集戸数	使用料（月額）
村営元郷住宅	檜原村425番地	1戸（2号棟）	35,000円
公営夏地住宅	檜原村3831番地	1戸（5号棟）	収入基準に基づきます

【公営住宅申込者の資格】

- ①現に同居し、又は同居しようとする親族があること。（60歳以上の方、障害者等の方は単身で入居できることがあります。）
- ②入居する人の収入が基準額以下であること。（政令月収15万8万円以下、裁量階層21万4千円）
- ③現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- ④村に住所又は一定の勤務場所を有すること。
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

【村営住宅申込者の資格】

- ①過去2年間において、市（区）町村民税の滞納がないこと。
- ②現に自ら居住するため住宅を必要としていること。
- ③村に住所又は一定の勤務場所を有する者、若しくは有することが村営住宅の使用により確実と認められる者であること。
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

【募集の案内及び申請書の配布】

檜原村役場西庁舎1階 企画財政課むらづくり推進係 土・日を除く、午前9時～午後5時。

【申し込み期間】

12月5日（月）から23日（金）まで 詳細については、下記までお問い合わせください。

◎ 問い合わせ先 企画財政課むらづくり推進係 TEL 042-519-9556

お知らせ

〈広告〉

季節折々のお弁当・オードブル・お料理をお届けします

仕出し たつ州

檜原村 2005 代表 岡部 竜州

- !! お祝い・法事・法要
 - !! イベント&自治体の会合
 - !! ご友人&ご親族の集まり
- 様々な用途でご利用頂けます

個数やご予算などお気軽にご相談ください!
☎ 080-7227-8781

檜原村内配達OK
(車両乗入れ可能な場所)

LINEから相談・ご注文できます



友だち追加
↓
検索
↓
ID @006wyyqx

建築一式工事業

都知事許可(般-1)第87705号

(有)吉澤工務店

代表取締役 吉澤 伸行

檜原村2733-2

(代)TEL 598-0551 FAX 598-1008
日の出町事務所・工場 TEL 597-0984
E-mail:yoshizawa-k@kve.biglobe.ne.jp

年末年始業務等のお知らせ

●村の施設のお休み●

施設名	期 間	問い合わせ等
役場	12月29日(木)～1月3日(火)	☎042-598-1011 ※役場には宿日直がおりますので、出生・婚姻・死亡等の届け出は受け付けます。
やすらぎの里	12月29日(木)～1月3日(火)	・診療所 ☎042-598-0115
		・デイサービス ☎042-598-0085
やすらぎの里	12月29日(木)～1月3日(火)	・児童館 ☎042-598-1261
		・福祉作業所 ☎042-598-1262
		・福祉けんこう課 ☎042-598-3121
やすらぎの里	12月28日(水)・1月4日(水)	☎042-598-3121 開館時間
		・やすらぎの湯 午後1時～午後8時 ・温泉スタンド 午前9時～午後8時
図書館	12月26日(月)～1月4日(水)	☎042-598-1160
郷土資料館	12月27日(火)～1月3日(火)	☎042-598-0880
重要文化財小林家住宅	12月27日(火)～1月4日(水)	☎090-5543-0750 降雪等により、臨時休館とする場合があります。
都民の森	12月29日(木)～1月3日(火)	☎042-598-6006

お知らせ

檜原温泉センター数馬の湯の 年末年始の営業等のお知らせ

12月26日(月) 定休日	1月1日(日・祝) 午前10時～午後7時
12月27日(火) 休業日	1月2日(月・振) 午前10時～午後7時
12月28日(水) 休業日	1月3日(火) 午前10時～午後7時
12月29日(木) 午前10時～午後7時	1月4日(水) 午前10時～午後7時
12月30日(金) 午前10時～午後7時	
12月31日(土) 午前10時～午後5時(短縮営業)	

※入館の最終受付とレストランのラストオーダーは、閉館時間の1時間前です。

また、村民無料開放については来年1月・2月に実施する予定です。詳しくは、来月号の村広報や数馬の湯ホームページ等でお知らせいたします。

◎ 問い合わせ先 檜原温泉センター数馬の湯 Tel 042-598-6789
産業環境課観光商工係 内線 122・128

檜原森のおもちゃ美術館の年末年始の休業のお知らせ

12月28日(水)～1月5日(木)

◎ 問い合わせ先 檜原森のおもちゃ美術館 TEL 042-588-4044
産業環境課農林産業係 内線 130

ひのほらファクトリーの年末年始の休業のお知らせ

12月21日(水)～1月3日(火)

◎ 問い合わせ先 株式会社ウッドボックス TEL 042-588-5170
産業環境課観光商工係 内線 128

登録有形文化財旧高橋家住宅の年末年始の休業のお知らせ

12月26日(月)～1月5日(木)

◎ 問い合わせ先 旧高橋家住宅 TEL 042-588-4515
教育課社会教育係 内線 226

ショッピングストアかあべえ屋の年末年始の営業について

今年の年末は12月30日(金)まで営業いたします。また、年明けは1月4日(水)から営業いたします。

12月29日(木) 営業時間 午前9時～午後7時
12月30日(金) 営業時間 午前9時～午後5時
12月31日(土) から1月3日(火) まで休業
1月4日(水) から通常営業
営業時間 午前9時～午後7時

◎ 問い合わせ先 かあべえ屋 TEL 042-588-5595
企画財政課むらづくり推進係 TEL 042-519-9556

公立阿伎留医療センターからののお知らせ

当医療センターは年末年始(12月29日(木)から1月3日(火))の期間、外来診療を休診とさせていただきます。

なお、連休中の救急診療体制につきましては通常通り実施いたします。

◆年末年始の外来診療

日付	28日 (水)	29日 (木)	30日 (金)	31日 (土)	1日 (日)	2日 (月)	3日 (火)	4日 (水)
診療	診療	休診	休診	休診	休診	休診	休診	診療

◎ 問い合わせ先 公立阿伎留医療センター(地域医療連携センター) TEL 042-558-0321

思い出を語るロマンの杜 ひので斎場

【火葬業務】

年末 12月30日(金)まで 年始 1月4日(水)から業務開始

【式場利用】

年末 12月30日(金)の告別式まで 年始 1月4日(水)1日葬の場合利用可能

◎ 問い合わせ先 ひので斎場 TEL 042-597-2131

西秋川衛生組合年末年始の持込み ごみの受入れについて

年末年始は、大変混雑が予想されます。ごみ収集車との混雑を避けるため、受入れを次のように行います。

- ・年末は、**令和4年12月28日(水) 午後4時まで**
- ・年始は、**令和5年 1月 6日(金) 午前9時から**
- ・持ち込みができるのは、可燃・不燃・粗大ごみで、それぞれを分別して持ち込んでください。(資源や有害ごみ、事業所のごみ等は、持ち込むことができません。)
- ・詳しくは、西秋川衛生組合ホームページ (<http://www.nishiakigawa.or.jp/>) または、直接電話でお問合せください。

◎ 問い合わせ先 西秋川衛生組合 TEL 042-596-4418 (平日のみ)
 (株)たかお環境サービス TEL 042-519-9362 (土日、年末年始)

年末年始における窓口業務のご案内

都税事務所・都税支所・支庁、都税総合事務センター・自動車税事務所での都税の申告・納付・証明書等の発行は、年末は12月28日(水)まで、年始は1月4日(水)からとなります。

12月29日(木)から1月3日(火)までの間に申告書・申請書を提出する場合は、都税事務所・都税支所などに設置している「申告書等受箱」をご利用ください。

◎ 問い合わせ先 八王子都税事務所 TEL 042-644-1111

檜原村新型コロナウイルス感染症対策支援事業のお知らせ

檜原村地域経済支援金の申請はお早めに!!

11月に各世帯へお送りした「檜原村地域経済支援金」の申請期間は

令和4年12月28日(水)までです。

申請がまだお済でない方は、お早めに申請してください。

- ①申請方法 簡易書留により世帯単位で発送した申請書に必要事項を記入し、本人確認等の必要書類を添付のうえ、返信用封筒により郵送で申請してください。

◎ 問い合わせ先 企画財政課企画財政係 内線 211・214

新型コロナウイルスを含む感染症対策の

基本は、「身体的距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いの徹底」です。

檜原村立図書館クリスマス会のお知らせ

図書館では3年ぶりのクリスマス会を実施します。

日時：令和4年12月14日(水) 午後2時25分～

場所：檜原村立図書館

内容：紙芝居、語り、ハンドベル、ゲーム等

※サンタさんがプレゼントをもってやってくるかも？

参加については、図書館にお問い合わせください。





1月の人権・行政相談

日時 令和5年1月12日（木）

午後1時～3時

場所 檜原村役場3階住民ホール

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 111・115

国民年金保険料は口座振替がお得です！

国民年金保険料は口座振替で納付することができます。

口座振替には、当月分保険料を当月末に振替納付することにより、月々50円割引される「早割制度」や、現金納付よりも割引額が多い「6か月前納」、「1年前納」、「2年前納」があり、大変お得です。

口座振替をご希望の方は、年金手帳または基礎年金番号通知書、通帳、金融機関届出印を持参のうえ、ご希望の金融機関または最寄りの年金事務所へお申し出ください。

◎ 問い合わせ先 青梅年金事務所 TEL 0428-30-3410

後期高齢者医療保険料が年金から 引き落としされている方へ

申請により、4月から納付方法を年金引き落としから口座振替に変更できるようになります。

●対象となる方

- ①令和5年2月以降も引き続き年金から保険料が引き落としされている方
- ②令和4年4月以降に75歳になられた方

●申請に必要なもの

- ・後期高齢者医療被保険者証
- ・振替口座の預金通帳
- ・通帳のお届け印

●申請期日

令和5年1月20日（金）まで

※期限を過ぎて申請された場合は、6月以降の変更となります。

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 116・119

接骨院・整骨院は適正に受診しましょう

国民健康保険・後期高齢者医療加入の皆様へ

接骨院・整骨院の柔道整復師の施術を受ける場合、健康保険が使えるものと使えないものが定められています。

健康保険が使えるもの

下記のような場合は、健康保険から「療養費」として費用の一部が柔道整復師へ支払われますので、自己負担分（一部負担金）のみを支払うことで施術を受けられます。

- ・急性または亜急性（急性に準ずる）による外傷性の打撲、捻挫、挫傷（肉離れなど）
- ・骨折・脱臼（応急手当を除き、医師の同意が必要）

健康保険が使えないもの

下記のような場合は、健康保険の対象ではありませんので、費用は原則全額自己負担になります。

- ・日常生活やスポーツなどにおける単純な疲労や肩こり、腰痛、筋肉疲労など
- ・病気（神経痛、リウマチ、五十肩、関節炎・ヘルニアなど）によるこりや痛み
- ・工作中や通勤途中に起きた負傷（労災保険からの給付になります）

接骨院・整骨院にかかる際の注意点

- ・負傷原因を正確に伝えてください。
- ・病院での治療と重複はできません。
- ・施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので医師の診断を受けてください。
- ・領収書は必ずもらいましょう。（施術日及び内容の記載があるもの）
- ・療養費支給申請書の内容を確認してから、委任欄に署名をしてください。

※療養費支給申請書は、被保険者が柔道整復師に健康保険への請求を委任するものです。負傷原因、負傷名、日数、金額をよく確認し、必ずご自身で署名または捺印しましょう。

医療費の適正化にご協力ください

医療費は、みなさまの保険税（料）などから支払われます。みなさま一人ひとりが健康保険の使える範囲を正しく理解し、適切な受診をすることが医療費の適正化につながります。

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 116・119

100

〈広告〉

電気のことなら何でもご相談ください！



電気工事



豊富な季節家電



洗剤自動投入洗濯機
自動洗浄トイレ



補聴器のお取扱い



アコス **ACOS** **三十三電気**

五日市店 あきる野市五日市20
☎ (042)596-1326
☎ (042)596-2514

比べてみれば、やっぱり近くの電気屋さん♪



マイナポイントの対象となるマイナンバーカードの申請期限は「令和4年12月末」までです

マイナポイントの対象となるマイナンバーカードの申請期限は「令和4年12月末」までです。最大で20,000円分のマイナポイントがもらえるマイナポイント第2弾の申込み期限は令和5年2月末までです。すでにマイナンバーカードをお持ちの方は、健康保険証としての利用申込みと公金受取口座の登録でそれぞれ7,500円分のマイナポイントがもらえます。ぜひご利用ください。

マイナンバーカードの
新規取得等
5,000円分
※1、2



健康保険証としての
利用申込み
7,500円分
※3



公金受取口座の
登録
7,500円分
※3

- ※1 マイナポイントの申込み後、選択したキャッシュレス決済サービスでチャージまたはお買い物をする必要があります。
- ※2 マイナンバーカードをすでに取得した方のうち、マイナポイント第1弾の未申込者も含まれます。
- ※3 健康保険証利用申込み情報や公金受取口座登録情報を確認後、マイナポイント申込で選択した決済サービスにポイントが付与されます。



村役場において、マイナンバーカード申請用の写真を無料撮影し、申請のお手伝いをしておりますのでご利用ください。

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 111・115

令和5年1月から軽自動車に係る便利な新システムが始まります

○軽自動車税納付確認システム（軽JNK S）

軽自動車税（種別割）の車両ごとの納付情報を、軽自動車検査協会がオンラインで確認するシステムが令和5年1月に運用を開始する予定です。

この軽JNK Sにより、継続検査窓口での「納税証明書の提示」が原則不要になります。

※納付情報が軽JNK Sに反映されるまで一定の日数がかかります。

○軽自動車ワンストップサービス（軽OSS）

行政機関等の窓口に出向かずに、申請・申告・納付の各種手続きをパソコン（スマートフォン・タブレットは不可）からインターネットで行うことができるサービスです。

現在は「継続検査手続」が対象ですが、令和5年1月から「新車購入時の各種手続」が対象に追加されます。

※二輪・原付・小型特殊は対象外です。

※軽自動車協会窓口での「車検証等」の受け取りは必要です。

軽JNK S・軽OSSの詳細は、村ホームページまたは地方税共同機構のホームページをご確認ください。

◎ 問い合わせ先 村民課税務係 内線 117

令和5年度個人住民税(村・都民税)の主な改正点

～税制改正に伴い変更されていますので、令和4年分の住民税の申告の際はご注意ください～

○住宅借入金特別税額控除(住宅ローン控除)の特例

所得税における住宅ローン控除特例の延長・見直しに伴い、所得税から控除しきれなかった額を控除限度額の範囲内において個人村民税・都民税から控除する制度が次のとおり改正されます。

- (1) 適用期限の延長(令和4年1月1日から令和7年12月31日までの間に入居した者が対象)
- (2) 控除限度額を前年分の所得税の課税総所得金額等の5%(最大9.75万円)に引下げ(現行:7%(最大13.65万円))

【参考】所得税に関する主な改正

- (1) 適用期限の延長(個人村民税・都民税と同様)
- (2) 控除率を住宅ローンの年末残高の0.7%に引下げ(現行:1%)
- (3) 新築住宅等につき、控除期間を13年に上乗せ(現行:10年)
- (4) 住宅ローン控除の適用対象者の所得要件を合計所得金額2,000万円以下に引下げ(現行:3,000万円以下)
- (5) 省エネ性能等の高い認定住宅等につき、借入控除額を上乗せ

<住宅ローン控除の対象となる住宅>

		改正前		改正後		
				令和4・5年入居	令和6・7年入居	
新築住宅・ 買取再販住宅 (※3)	認定住宅 (認定長期優良住宅・認定低炭素住宅)	5,000万円		5,000万円	4,500万円	↑ 高 省エネ性能等 ↓ 低
	ZEH水準省エネ住宅			4,500万円	3,500万円	
	省エネ基準適合住宅			4,000万円	3,000万円	
	一般住宅	4,000万円		3,000万円	2,000万円	
既存住宅	認定住宅 (認定長期優良住宅・認定低炭素住宅・ ZEH水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅)				3,000万円	↑ 高 省エネ性能等 ↓ 低
	その他の住宅(※4)				2,000万円	
	一般住宅	2,000万円				

(財務省HPより)

○村民税・都民税の非課税判定における未成年者の引き下げについて

民法の成年年齢の引き下げに伴い、令和5年度から1月1日(賦課期日)時点で18歳または19歳の方は、村民税・都民税の課税・非課税判定における未成年者にはあたらないこととなりました。

未成年者の対象年齢

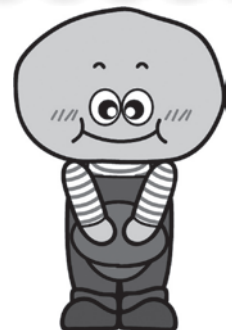
令和4年度まで	令和5年度から
20歳未満 ※令和4年度の場合、平成14年1月3日以降生まれの方	18歳未満 ※令和5年度の場合、平成17年1月3日以降生まれの方

◎ 問い合わせ先 村民課税務係 内線 114

～今月の納期～ 12月28日(水)です

- ・国民健康保険税第6期
- ・介護保険料第6期
- ・後期高齢者医療保険料第6期

納め忘れのないようお願いいたします。



土地の現況に変更はありませんか

固定資産税については評価の均衡化・適正化を図るため、納税通知書に課税明細書を添付することにより現況課税に努めております。しかし、現況を確認すると、地目等で相違のあるところが見受けられます。

新たに家屋が建ったことによる畑や原野から宅地への現況地目変更等、家屋調査時にこちらで把握できるものもありますが、宅地から畑や雑種地へ現況が変わった場合や、空き家を他人に貸し出した等、把握が困難なケースもあります。

ご自身の所有している土地で現況に変更がないかご確認いただき、変更がある場合には、お手数ですが村民課税務係までご連絡ください。

なお、固定資産税の賦課期日は1月1日です。賦課期日を過ぎてからご連絡をいただいても、課税を変更できない場合がありますのでご注意ください。

◎ 問い合わせ先 村民課税務係 内線 114

事業主の皆さま

東京都では個人住民税の特別徴収を徹底しています!

特別徴収とは?

従業員の方の個人住民税は、事業主の方が従業員の方に代わり、毎月給与から個人住民税を差し引き、納入していただく「特別徴収」が原則となっています。

※従業員が常時10人未満の場合は、従業員がお住まいの区市町村に申請書を提出し承認を受けることで、年12回の納期を年2回にすることができる「納期の特例」の制度があります。

特別徴収のメリット

特別徴収にさせていただくと、所得税のように、税額の計算や年末調整をする手間がいりません。

■詳しくはホームページをご覧ください。

東京都

特別徴収

検索

個人住民税PRキャラクター
ぜいきりん



◎ 問い合わせ先 村民課税務係 内線 114

12月はオール東京滞納STOP強化月間です

東京都区市町村では、安定した税收確保と納税の公平性確保を目指して、毎年12月を「オール東京滞納STOP強化月間」と位置づけ、東京都と区市町村が連携した広報や催告による納税推進、差押えやタイヤロック、搜索等の滞納処分など、多様な徴収対策に取り組んでいます。詳細は、下記問合せ先へ

◎ 問い合わせ先 東京都主税局徴収部個人都民税対策課 TEL 03-5388-3046

環境・下水道



水道管凍結にご用心!



水道管は、寒い日が何日も続いたり、外気温が氷点下4℃以下になったりすると凍結がおこります。水道管が凍結すると管が破裂し、水が漏れて日常生活に支障をきたし、高額な修理費用がかかります。みなさんのご家庭の水道管防寒対策について、もう一度見直しをしてみましょう。

○水道管を保温しましょう。

屋外の水道管は、発泡スチロール保温筒や毛布などを巻きつけて水が入らないようにして保温しましょう。水道管凍結防止帯（電熱帯）を巻いて保温すると効果的です。

○水抜きは、確実にいきましょう。

水抜栓のあるご家庭では寝る前に水抜栓を操作し水道管の水を抜いて下さい。

○水道管が凍結してしまったら

凍った部分にタオルや布をかぶせ、その上からゆっくり「ぬるま湯」をかけて下さい。熱湯を急にかけると水道管や蛇口が破裂することがありますので十分注意して下さい。

○水道管が破裂した時は

村に登録してある指定給水工事店へ連絡して修理して下さい。



自動凍結防止用コマ

凍結防止用コマで蛇口の凍結を防止できます!!

写真の自動凍結防止用コマは、周辺の温度を感知し、温度が下がると蛇口が自動で開弁し少量の水を排水させ凍結を防止します。また、温度が上がると自動で閉弁し水を止めます。

価格は約3,500円前後です。

詳しくは役場までお問い合わせ下さい。

◎ 問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 120・127

環境・
下水道

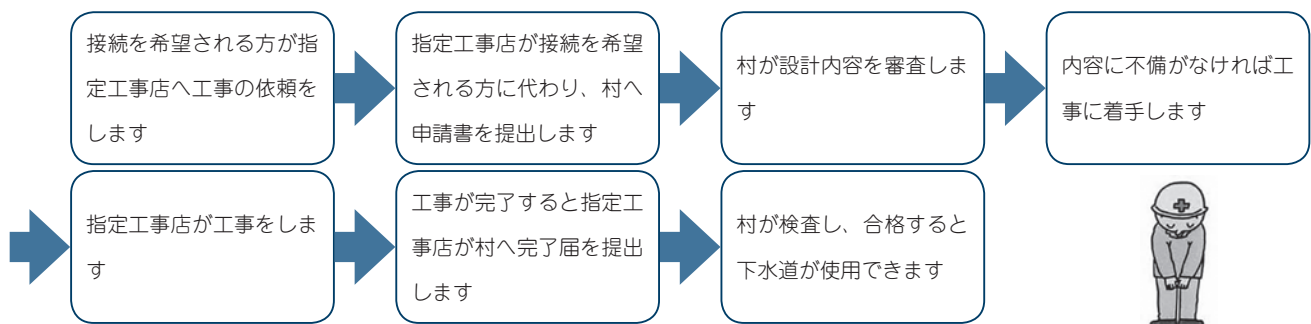
下水道への接続は指定工事店へ

下水道への接続工事は村で指定した「檜原村指定下水道工事店」でなければ工事ができません。

この工事店は排水設備（宅内）工事だけでなく、村への申請手続きを代行して行います。お気軽にご相談ください。

※複数の工事店から見積りをとるなど、事前に工事内容を十分確認し、工事を依頼してください。

下水道が使えるまでの流れ



◎ 問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 121・127

檜原村指定上下水道工事店

令和4年11月1日現在

		業 種		所 在 地	電 話 番 号
		水道	下水道		
村 内 工 事 店	高木設備	○	○	檜原村 2979	042-598-0496
	翠高庭苑(株)		○	檜原村 3572	042-598-0414
	(有)市川建材土木		○	檜原村 2877	042-598-0513
	(株)武田組	○	○	檜原村 1393	042-598-6011
	平野設備工業	○	○	檜原村 9108-2	042-598-0588
	草間工業(株)		○	檜原村 101	042-598-0245
	(株)永美総建	○	○	檜原村 260	042-598-1900
村 外 工 事 店	(株)カゴシマ		○	日の出町平井 906-4	042-597-7565
	(有)渡辺工業所	○	○	八王子市千人町 3-9-7	042-665-1867
	(有)望月設備工業	○	○	あきる野市山田 968-1	042-533-0171
	(有)野口水道	○	○	あきる野市瀬戸岡 299-6	042-550-4266
	積和建設東京(株)	○	○	町田市下小山田 2720-4	042-798-6351
	(有)乙訓工業所		○	あきる野市乙津 792	042-596-2516
	橋本設備工業(株)	○	○	あきる野市館谷 193-2	042-596-3842
	(有)カネシヨウ	○	○	あきる野市戸倉 733-4	042-596-1002
	(株)ホシノ	○	○	あきる野市二宮 2406-11	042-550-1132
	村野商会		○	あきる野市野辺 456	042-558-1507
	(株)アーイニング		○	あきる野市雨間 650-1	042-558-5555
	(有)秋川総合住設	○	○	あきる野市瀬戸岡 275-9	042-558-5490
	(株)協同設備工業	○	○	立川市錦町 3-6-16	042-540-2950
	(株)平塚設備工業	○	○	あきる野市山田 916-1	042-595-3230
	(株)サカ工業	○		あきる野市野辺 257	042-558-0136
	(株)森田工業所	○		福生市熊川 741	042-553-0403
	(有)村山衛生設備	○		武蔵村山市岸 3-3-4	042-560-1840
	(有)藤城事務所	○		小平市小川町 1-801-128	042-348-8481
	(有)加藤設備	○	○	あきる野市野辺 255-17	042-558-6805
	(株)岡村設備工業	○	○	武蔵村山市中原 1-16-17	042-560-7356
	(有)竹山設備	○	○	日の出町平井 1762-4	042-597-6677
	(株)日本水道センター	○		千葉県船橋市浜町 2-3-37	047-421-1281
	八洲環境保全(有)	○	○	青梅市今井 1-122	0428-31-4191
	東京浴槽事業協同組合	○		渋谷区渋谷 2-10-16	03-3400-8477
	東京燃料林産(株)	○		昭島市武蔵野 2-6-25	042-543-3144
	テラルテクノサービス(株)	○		文京区後楽 2-3-27	03-3818-7762
	セントラルファシリティーズ(株)	○		杉並区松ノ木 3-26-11	03-5913-8935
	(株)ミタックス	○	○	国分寺市東戸倉 1-15-16	042-300-0881
	石崎工業(株)	○		青梅市新町 2-35-4	0428-31-1977
	(株)水木設備	○	○	羽村市神明台 1-7-13	042-555-4755
	(株)開成	○	○	立川市錦町 6-24-14 日野橋立川ビル2階	042-555-3251
	(株)井上設備		○	八王子市片倉町 2166-6	042-635-8083
	(株)アクアサービス	○		大阪府豊中市庄内栄町 4-5-7	06-6335-1211
	幸栄設備工業(株)		○	板橋区成増 4-18-12	03-3975-3993
(株)クラシアン	○		神奈川県横浜市港北区新横浜 1-2-1	045-473-8181	
(有)原島組		○	昭島市中神町 1-14-6	042-546-5659	
(株)大智設備	○		神戸市長田区長田町 3-2-12	078-797-5443	
(株)日光建設	○		横浜市港北区岸根町 412-1-A207	045-633-8195	
(株)忠光	○	○	杉並区西荻南 3-16-8	03-5344-9013	
諸星設備工業	○	○	八王子市中野上町 5-26-8	042-625-4443	
(株)共伸工業		○	青梅市二俣尾 2-402-1	0428-78-7253	

(村内、村外とも登録順)

環境・
下水道

雪の影響によるごみ収集の中止について

雪が降り道路に積雪があったときなど、道路状況により、ごみ収集ができない場合があります。村民の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

◎ 問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 123

野生動物を地域に近づけないために～

サルやイノシシが畑の耕作物を食い荒らす被害が多く発生しております。

農作物は電気柵等で正しく四方を囲むことで防ぐことができます。檜原村役場では10月19日に農業者の方を中心に電気柵での正しい防除の方法や獣害知識についての講習会を行いました。皆様の熱い気持ちがひしひしと伝わってくる講習会でした。2回目は令和5年2月9日(木)を予定しております。

講習会でも紹介された野生動物を地域に近づけないための要点を紹介します。

- ・ 収穫予定のないユズや柿・ナシ等は伐採を検討しましょう。
- ・ 畑の周りに残渣を捨てたり、放置された果樹があれば野生動物は地域の周りに住み着いてしまいます。
- ・ 野生動物を地域に近づけないためには地域の方々に追い払うという意識や協力が不可欠です！



村独自の電気柵を設置した畑で、検討しました

今後も猟友会や関係機関と連携し獣害対策を推進していきます。しかし山の中に生息する野生動物を駆除しても地域に住み着いたり、出没する野生動物を減らさなければ獣害被害は減りません。今後ご理解・ご協力よろしくお願いいたします。

◎ 問い合わせ先 産業環境課農林産業係 内線 129・130

環境・
下水道

〈広告〉

24時間年中無休で安心をお届けします

◆ 営業品目 ◆

各種消火器・住宅用火災警報器・防災用品
消防設備保守点検・防火対象物点検・避難設備
自動火災報知設備及び消火設備設計施工

〒190-0021 立川市羽衣町3-27-19

(株)消防弘済会

TEL 042-523-3337代

FAX 042-525-3302

http://www.kousaikai.com

一般土木工事一式

東京都知事許可(般-1)第111726号

ICHIKEN

(有)市川建材土木

檜原村2877

TEL 042-598-0513

FAX 042-598-0047

福祉・けんこう

12月の栄養相談

【日時】 12月14日(水)
12月21日(水)
午前9時30分～午後3時
【会場】 やすらぎの里 保健センター
(けんこう館2階)

ご自身やご家族の栄養についての疑問や食事療法などについて、栄養士・保健師がご相談に応じます。

12月の精神保健巡回相談

【日時】 12月22日(木)
午後2時～4時

ご自身やご家族等のこころの健康について、専門医と保健師がご自宅に訪問して相談に応じます。秘密は厳守いたします(費用無料)。

★ご利用される場合には、ご予約が必要となります。詳細につきましては、お問い合わせください。

◎ お問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係 TEL 042-598-3121

栄養教室 ヘルシ～ひのほらいふ

栄養教室「ヘルシ～ひのほらいふ」を行います。

みなさんが健康で豊かな生活を実現していけるよう、健康に関する正しい情報をお伝えする場、正しい食生活を身に付けていただく場として、今年度5回目のテーマは「体に良い食事」です。ぜひ、ご参加ください。

対象者 ご興味のある方どなたでもお申込みいただけます(定員12名です。12月23日(金)までにお申込みください。)

日時 1月18日(水) 午前10時～午後1時
場所 やすらぎの里 保健センター

◎ 申し込み・問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係 TEL 042-598-3121

歯周疾患検診のお知らせ

いつまでも自分の歯でおいしく食べ続け、健康的な生活を送るためにも、若いうちからの歯周病予防が大切です。令和5年3月24日(金)までに歯周疾患検診を是非お受けください。

【対象者】

令和4年度中に20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70歳になる方。

*対象の方へは受診券を送付しております。

【申込方法】

檜原診療所歯科に直接お電話でお申込みください。

◎ 申し込み先 檜原診療所歯科 TEL 042-598-0082

乳幼児歯科健診のお知らせ

生後10ヶ月から就学前までのお子さんは、一人につき年に2回（概ね半年に一度）、個別で歯科健診を受けることができます。大切なお子さんの歯を虫歯菌から守りましょう！

内 容 歯科医による口腔診査、歯科衛生士による歯みがき指導。

受付期間 令和5年3月24日（金）まで予約制となっております。事前のお申込みが必要です。

場 所 檜原診療所 歯科

◎ 申し込み先 檜原診療所歯科 TEL 042-598-0082
◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係 TEL 042-598-3121

子ども家庭支援センターは 家族みんなが笑顔で過ごせることを 応援します

今回は、子どもの「こころ」の発達にとってスキンシップが大きな役割を果たしていることをお伝えします。

子どもは親の腕に抱かれ、親と見つめ合い、微笑み合うことで安心感、信頼感を身体で覚えています。親に愛されているという自信と安心感さえあれば、たとえ困難にぶつかっても、「ぼく／わたしは安全な場所に戻ることができる。いつでもそばに、安心できる人がいる。」という「こころ」の安定が、ひいては子どもの社会性を育みます。

近年、スマートフォンやタブレットの普及により気になることがあります。

赤ちゃんがぐずっていることに気づいてはいても、ゲームが面白くて止められない。子どもが帰宅したのはわかっているけど、メールやラインの返信に夢中で顔すらあげないなど。日々の世話は一応できていても、このようにコミュニケーション不足が過度に続くようなら、これは「マルチタスク」の一つであるネグレクト（育児放棄）です。

また、「スマホ育児」といって乳幼児にスマートフォンやタブレットを知育玩具として与えている家庭も多くあるようで、子どもがそうした端末に夢中になっているあいだ、親は少しか心身に余裕ができ、ほっとできることもあります。しかし、何事にもバランスが大切です。

家庭という場所や、時間を子どもと共有していても、きちんと向き合うことをせず自分の生活や欲望ばかり優先させているならば、その行為もネグレクトといえます。

ご自身の子育てを振り返って、子どもにとって大切なスキンシップなどのコミュニケーションが足りているか見直してみることも大切です。

もしも、親子のあいだにぬくもりや笑い、声かけや会話が足りてないと感じたら、意識してコミュニケーションの時間を作り、子どもに「安全基地はここにあるよ」と身体で伝えましょう。

◎ 問い合わせ先 檜原村子ども家庭支援センター TEL 042-598-3122

令和5年4月からの 保育園入所申込・継続について

令和5年4月からの入園児の募集を、下記のとおり行います。

また、現在入所している園児の方について、来年度以降も継続を希望される場合は現況届を提出してください。

◎ひのほら保育園

保育の必要性のある児童がいる方で、ひのほら保育園へ入所を希望される方は、やすらぎの里内福祉けんこう課・役場村民課・ひのほら保育園各窓口にて申込書がありますので、必要事項を記入のうえ福祉けんこう課にお申し込みください。

なお、現在ひのほら保育園に在籍しており、令和5年度以降も継続して在園を希望する方につきましては、現況届の提出をお願いいたします。（現況届は個別に郵送しております。）

退園を希望する方は、退園届を提出していただく必要がありますので、お早めにお知らせください。

◎村外の保育園

村外の保育園を希望される方は、協議が必要となるため、お早めに下記までご連絡ください。

- ・受付期間 12月1日（木）～12月19日（月）
- ・定員 45名（ひのほら保育園）
- ・提出書類 【新規申込】 支給認定書兼保育所入所申込書・保育を必要とすることがわかる書類（就労証明書等）
- 【継続】 支給認定現況届・保育を必要とすることがわかる書類（就労証明書等）

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課福祉係 Tel 042-598-3121

ひとり親家庭等 医療費助成制度の現況届について

現在、ひとり親家庭等医療費助成制度を受給している方が、引き続き医療証の交付を受けるには現況届の提出が必要です。提出期限は12月9日（金）です。期限内に提出していただけない場合、令和5年1月1日以降、医療証の交付が受けられなくなることがありますので、必ず提出してください。

なお、次の場合は現況届とは別に届出が必要となります。

- ひとり親でなくなった時
- 住所が変わった時
- 勤務先や加入医療保険が変わった時
- その他申請の内容が変わった時

現在、医療証をお持ちでないひとり親の方で、次の条件を満たしている場合、制度の対象となる場合がありますので新規に申請してください。

- 18歳未満の児童がいる方
- 生活保護の対象でない方
- ひとり親本人、及び同居の親族の所得が別表の限度額以内の方

※申請書はやすらぎの里内福祉けんこう課福祉係にあります。

ひとり親家庭等医療費助成制度所得限度額 (単位：円)

扶養親族等の数	ひとり親家庭の母又は父及び養育者（孤児以外を養育）	配偶者・扶養義務者及び養育者（孤児等を養育）
0人	1,920,000円	2,360,000円
1人	2,300,000円	2,740,000円
2人	2,680,000円	3,120,000円
3人	3,060,000円	3,500,000円
4人	3,440,000円	3,880,000円
5人	3,820,000円	4,260,000円
6人以上	1人あたり380,000円を 加算した額	1人あたり380,000円を 加算した額

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課福祉係 Tel 042-598-3121

令和4年度檜原村要介護者 タクシー乗車料金等助成制度について

要介護者が医療機関等へ通院する際のタクシー乗車料金またはガソリン購入費を助成いたします。

●助成の対象者

村内に住民登録があり、令和4年4月1日現在、前年度の住民税非課税の方で、次の条件に該当する方
 ・65歳以上の方 ・要介護認定を受け、**要介護1**から要介護5と認定された方
 (昨年度までは要介護3から要介護5の方が対象者でしたが、今年度より要介護1～要介護5の方へと対象者を拡大しました。)

●助成金の額

タクシー乗車料金またはガソリン購入費のいずれか一方を、年間15,000円を上限に助成します。

※ただし、助成を受けられる対象者及び介護者が、村の税金、使用料、手数料、保険料、分担金、学校給食費、認可保育所の保育料などを滞納されている場合は助成の対象となりません。また、滞納金の納付により滞納が解消した場合でも、滞納期間内の助成は受けられませんのでご注意ください。

●申請場所 やすらぎの里福祉けんこう課

印鑑、助成金の振込みを希望する金融機関の口座番号がわかるもの(現金での支給は行いません)、タクシー乗車料金領収書またはガソリン購入費領収書をお持ちください。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課福祉係(やすらぎの里内) TEL 042-598-3121

令和4年度檜原村重度障害者 タクシー乗車料金等助成制度について

在宅の重度障害者の社会参加を促進するため、タクシー乗車料金またはガソリン購入費を助成いたします。

●助成の対象者

村内に住民登録があり、令和4年4月1日現在、前年度の住民税非課税の方で、次の条件に該当する方(施設入所者は除く)

・身体障害者手帳1種3級以上の方 ・愛の手帳2度以上の方 ・精神障害者保健福祉手帳2級以上の方

●助成金の額

タクシー乗車料金またはガソリン購入費のいずれか一方を、年間15,000円を上限に助成します。

※ただし、助成を受けられる対象者及び保護者が、村の税金、使用料、手数料、保険料、分担金、学校給食費、認可保育所の保育料などを滞納されている場合は助成の対象となりません。また、滞納金の納付により滞納が解消した場合でも、滞納期間内の助成は受けられませんのでご注意ください。

●申請場所 やすらぎの里福祉けんこう課

印鑑、助成金の振込みを希望する金融機関の口座番号がわかるもの(現金での支給は行いません)、タクシー乗車料金領収書またはガソリン購入費領収書をお持ちください。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課福祉係(やすらぎの里内) TEL 042-598-3121

高齢者運転免許自主返納者支援補助制度

高齢者による交通事故の減少を図るため、高齢者の運転免許の自主返納を支援いたします。

補助金を受けることができる方

補助対象者は、村内に住所を有し、次のいずれにも該当する方です。

・自主返納の日において70歳以上の方
 ・平成29年4月1日以降に自らが所有する運転免許証を自主返納した方

補助金の額

補助金の額は、年1万円です。(3年間補助金を受けることができます。)

補助金交付申請に必要なもの

・取消通知書 ・印鑑 ・振り込み先がわかるもの(通帳など)

◎ 申し込み・問い合わせ先 福祉けんこう課福祉係 TEL 042-598-3121

檜原村民生児童委員について

令和4年12月の一斉改選に伴い、民生児童委員に就任されました。心配事や相談などありましたら、お気軽にご相談ください。また、任期満了に伴い退任された6名の方には、永い間大変お疲れ様でした。

民生児童委員名簿（敬称略）

令和4年12月1日現在

退任された方（敬称略）

氏名	電話	担当地区
坂本 芳行	598-0249	下元郷・上元郷
師岡 宏文	598-0008	本宿・笹野
宇田 俊史	598-6125	柏木野・出畑
高木 容子	598-6507	下川乗・上川乗
高木 清美	598-6706	和田・事貫・上平・笛吹
味岡 進	598-6705	数馬下・数馬上
小林 和宏	598-0128	茅倉・千足・中里・白倉
嶋崎 佐有理	568-0416	大沢・神戸
峰岨 一彦	598-0740	宮ヶ谷戸・夏地・湯久保
清水 主税	598-0827	小岩・笹久保
平野 和子	598-0588	藤倉
吉野 朱美	598-0485	主任児童委員（全村）

氏名	担当地区
伊村 享子	下元郷・上元郷
久保田 一弘	茅倉・千足・中里・大沢
田中 紀子	大沢・神戸
高橋 市太郎	宮ヶ谷戸・夏地・湯久保
土屋 貞美	小岩・笹久保
森田 善美	主任児童委員（全村）

【民生・児童委員の活動】

民生・児童委員は、誰もが安心して暮らせるように地域の相談役として厚生労働大臣から委嘱され福祉活動をする委員です。また、地域の皆様と行政のパイプ役を務めます。

民生・児童委員には、守秘義務があり、相談の内容は固く守られます。お困りのことがありましたら、民生・児童委員にご相談ください。

高齢者の一人暮らしで、日常生活に不安

高齢者向けのサービスを利用したいが、手続きがわからない

身体が不自由なので何かあったら心配

こんなときは
ご相談ください

子育てに自信が持てない

近所の子どもが虐待されているかも

子どもが不登校に・・・

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課福祉係（やすらぎの里内） TEL 042-598-3121



こちら地域包括支援センターです！ ～入浴時の事故にご注意ください～

ストーブやコタツなどの暖房製品が手放せない、この季節。12月と1月は浴室での死亡事故が倍近くまで増えると言われていています。その事故の要因となっている「ヒートショック」は、急激な温度変化により血圧が上下に大きく変動することで起こる健康被害をいいます。

ヒートショックの死者数は現状明らかになっておりませんが、入浴中の死者数は交通事故死亡者数2,636人（2021年警察庁統計による）をはるかに上回る1万9000人にのぼり、「ヒートショック」による事故も含まれています。



☆ヒートショック 予防策 ☆

- 1、脱衣所や浴室を温める
- 2、お風呂の温度は38～40℃程に
- 3、入浴前は飲酒を控え水分補給
- 4、飲酒後・食事直後の入浴を避ける
- 5、湯船につかる前に必ずかけ湯を



◎ 問い合わせ先 檜原村地域包括支援センター（やすらぎの里内） TEL 042-598-3121

教育・文化

令和4年度ジュニア育成事業 ジュニアスケート教室参加者募集!!

長野オリンピック開催時に使用したスピードスケートリンク（エムウェーブ）半面を貸し切り、インストラクターからスケート講習を受け、その後自由滑走が出来るように指導いたします。

近年、スケートをする機会も少なくなってきました。ぜひこの機会に、ジュニアスケート教室にご参加いただき、長野オリンピックスピードスケート競技で使用したスケートリンク「エムウェーブ」で滑走してみませんか!! たくさんのご参加をお待ちしています。

記

- ◆日時 令和5年1月28日（土）檜原村役場出発 午前6時30分
- ◆場所 長野県 長野市 エムウェーブ
（長野オリンピック スピードスケート 競技開催会場）
- ◆主催 檜原村体育協会、（公財）東京都スポーツ協会、東京都
- ◆主管 檜原村体育協会
- ◆対象者 村内在住の小学4年生～中学2年生
※マスク着用・抗原検査等、新型コロナウイルス感染症対策に同意していただける方
- ◆募集人員 30名（参加者多数の場合は、先着順とし申込み期限前に締め切ります。）
※応募者が5名未満の場合は事業を中止する場合がございます。
- ◆参加費 1,000円（入場料、靴レンタル代、昼食代、交通費等込み）
（スケート教室当日に集金いたします。）
- ◆内容 午前6時30分檜原村役場出発
大型観光バスにより長野自動車道 長野ICより20分程度
午前11時からスケート講習会を行い、午後には自由滑走。
午後7時頃檜原村役場到着予定。（案）
- ◆申込期間 令和4年12月1日（木）～令和4年12月23日（金）
※土・日除く 午前9時～12時 午後1時～5時

※新型コロナウイルス感染状況により内容の変更・中止となる場合がございます。

◎ 申し込み先 教育課社会教育係 内線 226
※教育課社会教育係窓口にて、参加申込書が用意しておりますので、
必要事項記載の上、お申し込みください。

令和5年成人式のお知らせ

成人者の門出を祝い、檜原村成人式を実施いたします。成人を迎えられる方には、案内状を送付いたしますが、該当する方で12月9日（金）を過ぎても案内状が郵送されない方は、檜原村教育委員会社会教育係までご連絡ください。

なお、成人式実施にあたり新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じて行うとともに、式典実施に際し新様式により実施いたしますので、ご了承願います。

成人式参加対象者への案内状は11月下旬を予定しております。

◎対象者 平成14年4月2日～平成15年4月1日までに生まれた方で、かつ次の条件を満たす方

- ・令和4年10月1日現在檜原村に住民票がある方
- ・平成29年度檜原村立檜原中学校卒業生名簿に掲載されている方
- ・檜原村外に転出している人のうち檜原村立小中学校に在学歴のあった方

記

期 日 令和5年1月9日（月・祝）
 時 間 受付 午前9時～ 開会 午前10時～
 場 所 檜原村役場3階住民ホール

◎ 問い合わせ先 教育課社会教育係 内線 226

その他

弘沢の滝冬まつり 氷瀑クイズ

今年度の弘沢の滝冬まつりも「氷瀑クイズ」の開催が決定しました。正解者には賞品として檜原村特産品等が贈られます。奮ってご応募ください。

問 題 令和5年1月5日～2月20日の期間中、弘沢の滝が最大結氷する最初の日は何月何日でしょう？
 応募方法 ハガキにクイズの答え、郵便番号、住所、氏名、電話番号を明記して下記宛先までお送りください。

宛 先 〒190-0212 東京都西多摩郡檜原村403 檜原村観光協会「氷瀑クイズ」係
 締 切 日 令和4年12月31日（当日消印有効）

◎ 問い合わせ先 檜原村観光協会 TEL 042-598-0069

電気火災が原因となる火災が増加しています！！

東京消防庁管内では、電気製品にかかわる火災が毎年1000件以上発生しており、全火災件数に対する割合は近年大きく増加しており、秋川管内でも9件発生しております。

私たちの暮らしに欠かせない電気も、使い方を誤ると火災につながる可能性があります。下記の電気火災を防ぐポイントを実践して電気火災を防ぎ、電気や電気製品の安全な取扱いの知識を深めましょう。

電気火災を防ぐポイント

- ・コードを束ねたり、ねじれたままの状態で使用しないようにしましょう。
- ・長年使用している電気製品は異常の有るか、無いかの点検をしましょう。
- ・普段から使用後は電気器具のスイッチを必ず切るようにしましょう。

灯油の取り扱い 十分注意を！

冬場の寒い時期になり、ご家庭で石油ストーブを使用する機会も増えてきています。石油ストーブを使用する際の燃料「灯油」の保管方法についてもご紹介します。給油をする際は必ず火を消す（運転を停止させる）、機器や周囲に灯油が漏れた際にはきれいに拭くなど、十分に注意して行ってください。

灯油の保管に関する注意事項

- ・保管場所は、火気使用場所から十分に離れた場所を選びましょう。
 - ・保管場所は、常に整理及び清掃に努めましょう。
 - ・灯油を入れる容器や栓に破損がないか確認しましょう。
 - ・地震による転倒、落下が起きないように棚等の固定や滑り止めの設置をしましょう。
- 以上、4つの項目を守っていただき、温かく安全な冬をお過ごしください。

◎ 問い合わせ先 秋川消防署 TEL 042-595-0119

つながり ささえあう みんなの地域づくり

令和4年度 歳末たすけあい・地域福祉募金のお願い

1. 目的

歳末たすけあい運動は、地域の要援護者のための募金として例年実施され、支援を必要とする方への見舞金として配分されてきました。

現在、少子・高齢社会の進展とともに、福祉に対する要望は一層複雑、多様化し、今後いかに対応していくかが大きな課題となってきています。住民の抱える要望は、単なる経済的援助から普遍的な在宅福祉サービスの供給へと移行してきており、本運動に求められる役割も大きく変わってきています。

この歳末たすけあい運動は、このような状況に対応し見舞金の配分に加え、在宅福祉サービスを推進する事業にも取り組み、幅広い地域福祉活動を充実し、福祉のむらづくりの推進を図ることを目的としています。

2. 募金目標額 1世帯「1,000円以上」のご協力をお願いいたします。

3. 募金期間 令和4年12月1日（木）より令和4年12月23日（金）

4. 募金協力団体 檜原村自治会連合会
（自治会役員の方が各世帯にお伺いされた場合は、皆様方のご理解あるご協力をお願いいたします。）

5. 主催者 東京都共同募金会 東京都社会福祉協議会

6. 後援 檜原村 檜原村民生児童委員協議会

【個人情報の取扱いについて】

- 募金に伴う、募金者の氏名・住所・金額等の内容は、本事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。
- 募金者の氏名・自治会・金額を本会広報誌において掲載し、公表しますので、ご承諾を願います。

募金の使いみち 皆様からお寄せいただいた募金は

見舞金として次の方々へ配分いたします。

- 経済的に困窮している世帯へ
- 障がい者の方へ
- 障がい者の介護者の方へ
- ねたきり高齢者の介護者の方へ

地域福祉活動費として次の事業に使わせていただきます。

- ひとり暮らしのお年寄りへの「おせち料理」
- ねたきりのお年寄りへの「介護用品」
- ひとり親家庭への「クリスマスケーキ」
- ふれあいサロンの運営（地域の人同士の繋がりを深める自立活動の場）
- その他の福祉活動

auPAY募金

- ・スマホにauPAYアプリをインストールしてください。
- ・アプリ内のコード読み取り機能から、下のQRコードを読み取ると募金ができます。

QRコード



◎ 実施団体・問い合わせ先 檜原村社会福祉協議会（やすらぎの里内） TEL 042-598-0085

檜原村地域おこし協力隊 ひのほらだより

Vol.78



「左から、高橋春香、高野優海、友澤勇紀、齊藤隼人」

たかはし はるか
高橋 春香（宮ヶ谷戸在住）

ますます寒くなってきましたが、子どもは外が大好き！寒さに負けず、家の周りをトコトコと歩いてお散歩しています。

協力隊卒業後、檜原村でシェアハウスの運営を計画していることから、立川でアンケート調査を行ってきました。アンケート調査の結果、70%以上の方が移住に興味があるとの結果が出ました。また、シェアハウスに住んでみたいという方も70%以上。想像以上にシェアハウスの需要があることに驚きました。

協力隊卒業まで後4か月。シェアハウス運営の準備を着実に進めていき、村に若い女性を増やしたいと思います。



アンケート調査を行いました

さいとう はやと
齊藤 隼人（上元郷在住）

人里でムラサキの種採り作業に参加してきました。種は緑からこげ茶色、白と変化していきます。採るのに適した種は、こげ茶色のときです。

種の付いたムラサキは、鉢から30cm程の高さに切り、こげ茶色の種が付いた部分を集めます。切ったムラサキの茎の先には、これから色が変わる緑色の種も付いていました。もったいないと思い、聞いてみると「これ（10月中旬）以降は、根に栄養を送るために種の付いている部分は切ってよい」のだそうです。鮮やかな紫色の根は、昔から染め物に使用されてきました。日々の活動を通して、またひとつ学ぶことができました！



大切に育てられているムラサキ！

たかの ゆうみ
高野 優海（笛吹在住）

先日、「人里もみじの里」の河川清掃活動に参加してきました。時折大きな金属のごみもあったものの、総じてごみはそんなに多くなく、紅葉の始まった秋川渓谷の美しさを楽しみながら歩き下りました。水は、ちょっと冷たかったですが、もみじの里の皆さんからいろいろなお話も伺うことができ、とても楽しい清掃活動でした！

もみじの里の皆さん曰く、ここ数年で、ごみはどんどん減ってきているそうです。檜原村で住民の皆さんと関わるなかで、村の美しい景観は、地元住民の方々の努力のお陰で保たれているのだと実感しています。私も村民の一員として、檜原村を美しく保つ活動に、これからも積極的に参加していきたいと思っています！



ともさわ ゆうき
友澤 勇紀（宮ヶ谷戸在住）

こんにちは！新米協力隊の友澤です。最近、檜原のお姉様方が「友くん」と愛称をつけてくれました。

そんな友くんの今月の一押し檜原は「紅葉と雪の三頭山」！！先日、都民の森の自然教室「三頭山 外周登山」に参加させて頂きました。そこで幸運にも、紅葉し始めた三頭山に雪が降った直後に登ることができ、尚且つ曇りなのに見通しが良く白化粧をまといたての富士姿もくっきり！ワー！とかウヒョー！とか言いながら撮った写真のお裾分けです。



学校だより

6 安全な水とトイレ
を世界中に



いま、檜原小学校では

7 エネルギーをみんなに
そしてクリーンに



体験のシャワー

檜原小学校では、子供たちが実際に見たり、聞いたり、行ってみたりする「体験のシャワー」を重視して学習を進めています。この活動を通して、子供たちが意欲的に学習に臨み、自ら進んで考えることができるようになってほしいと願っています。特に体験を重視する総合的な学習の時間（ふるさと檜原学習）を中心に、SDGsとの関連も図りながら、取り組んでいます。

演劇鑑賞教室

9月29日に「劇団風の子」による演劇鑑賞教室を行いました。「とんからり」を上演していただきました。八王子にちなんだお話を劇団の3名の方のみで演出されていました。子供たちは、映像等では感じる事の出来ない迫力ある演技や音などに大変感動していました。



4年 阪本小学校との交流

4年生が中央区立阪本小学校と交流授業を行いました。10月11日には、阪本小学校の児童に、檜原小学校や払沢の滝を案内したり、一緒にレクリエーションを行ったりしました。10月24日には、阪本小学校を訪問しました。子供たちは「阪本小学校は東京駅まですぐだね。」「自然は檜原村が多いね。」などと2回の交流を通して、檜原村と中央区の違いを知り、檜原村の良さについて理解を深めることができました。



【12・1月のおもな学校行事予定】

令和4年12月

- 12月 2日(金) 授業参観・保護者会(4・5・6年)
- 12月 5日(月) 交通安全教室(1~4年)
- 12月 6日(火) 授業参観・保護者会(1・2・3年)
- 12月15日(木) 保健集会
- 12月23日(金) 2学期終業式 一斉下校
- 12月26日(月) 冬季休業日始

令和5年1月

- 1月10日(火) 3学期始業式 一斉下校
 - 1月16日(月) 書写展始(20日まで)
 - 1月17日(火) つるかご作り(3年)
 - 1月24日(火) 紙すき体験(4年)
 - 1月28日(土) 西多摩郡連合図工展(29日まで)
- ※ 変更する場合があります。詳細はホームページでご確認ください。

山林火災演習（中継訓練）を実施しました

11月6日（日）に下元郷・上元郷地区において、消防団による山林火災演習（中継訓練）を実施いたしました。



第6回全国木のまちサミットが開催されました

令和4年11月17日（木）にやすらぎの里多目的ホールにおいて、第6回全国木のまちサミットが開催されました。当日は、全国各地から多くの自治体職員や関係団体の皆さんが集まりました。

サミットでは、田中林業㈱の田中惣次さんの基調講演などが行われ、会場にいた皆さんは熱心に聴講されていました。



基調講演をいただいた田中惣次氏

❗ 村内でもコロナ感染者が急増しています！

「マスクの着用」「3密の回避」「手洗い・消毒」などの基本的な感染症対策を徹底しましょう。

本誌に掲載されております各種事業等は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今後延期・中止となることがありますので、ご承知おきください。

休日診療医療機関名のお知らせ

日(曜日)	医療機関名	住所	電話	日(曜日)	医療機関名	住所	電話
12月4日(日)	あきるの内科クリニック	あきる野市二宮1011	042-558-5850	30日(金)	近藤医院	あきる野市油平35	042-558-0506
11日(日)	瀬戸岡医院	あきる野市二宮1240	042-558-3930	31日(土)	米山医院	あきる野市二宮1133	042-558-9131
18日(日)	あきる野総合クリニック	あきる野市草花1439-9	042-518-2088	1月1日(日・祝)	あきる台病院	あきる野市秋川6-5-1	042-559-5761
25日(日)	奥村整形外科	あきる野市下代継19-1	042-518-2730	2日(月・振)	あきるの杜きずなクリニック	あきる野市五日市149-1	042-596-6736
29日(木)	櫻井病院	あきる野市原小宮1-14-11	042-558-7007	3日(火)	あべクリニック	あきる野市瀬戸岡474-6	042-558-7730

受付時間 午前9時～午前11時45分・午後1時～午後4時45分

*午後の診療時間は、変更となる場合がありますので、事前のご確認をお願いします。また、受診の際は診療科目を事前に確認して下さい。

テレホンサービスによる診療案内

東京消防庁救急相談センター TEL 042-521-2323 携帯電話・PHSは#7119
秋川消防署 TEL 042-595-0119
東京都保健医療情報センター TEL 03-5272-0303

世帯と人口 (11月1日現在)

()内は前月比
世帯数 1,134 世帯 (3世帯減) 人口 2,048 人 (1人減)
男 1,021 人 (1人増) 女 1,027 人 (2人減)

防災行政無線メッセージサービス TEL 042-598-1033

過去に放送した内容を聞くことができます。

～今月の表紙～ 「おかげさまで1周年」

昨年11月3日に「檜原森のおもちゃ美術館」がオープンし、1周年を迎えました。10月末には開館者4万人を達成しました。今後も地域と共に活動してまいります。

「広報ひのほら」は再生紙を利用しています。